

淡路広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約 を定める条例

平成 22 年 2 月 24 日
条 例 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 電子計算機、複写機その他物品を借り入れる契約であつて、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であると認められるもの

(2) 前号の契約により借り入れる物品の維持管理に関する契約のほか、庁舎等の設備保守に係る契約その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められるもの

(契約期間)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5 年以内とする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。